- 日時 平成 17 年 9 月 12 日 (月) 午後 2 時から
- 1 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県警察本部庁舎4階 OA 研修室

入札書の提出方法 (4)

> 6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、 5 に記載の場所に平成17年9月11日(日)までに必着するよう郵送(書留郵便に 限る。)

その他

- (1)入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2)

入札保証金 入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの額に借入期間月数(60月) を乗じた額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の日時までに納付すること。た だし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。
- 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。
- 無効の入札 (3)

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札に参加する資格を有しない者のした入札 ア
- 委任状を提出しない代理人のした入札 1
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 札
- 工 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札 力
- 丰 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入
- 2以上の意思表示をした入札
- 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 コ 者が認めた場合の入札
- + その他入札に関する条件に違反した入札
- 落札者の決定の方法 (4)

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをしたものを落札者とする。

- (5)最低制限価格
- 契約の締結 (6)
  - 契約書作成の要否 P

- 契約の締結期限 1
  - 落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
  - 落札者決定の日から7日以内とする。
- 契約保証金 (7)

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1月当り の賃貸料)に借入期間月数(60月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付し なければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証 金の納付が免除される。

- 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- その他詳細は、入札説明書による。

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布 する。

平成 17 年 8 月 24 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

## 熊本県教育委員会規則第 18 号

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則(昭和36年熊本県教育委員会規則 第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2熊本県菊池教育事務所の項管轄区域の欄中「菊池市」の次に「・合志市」を加え、同表熊本県天草教育事務所の項位置の欄中「本渡市」を「天草市」に改め、同表同項管轄区域の欄中「本渡市・牛深市」を「天草市」に改める。

附則

(施行期日)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2熊本県菊池教育事務所の項の改正規定 平成18年2月27日
- (2) 別表第2熊本県天草教育事務所の項の改正規定 平成18年3月27日

## 熊本県教育委員会公告第 16 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年規則第80号)第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 17 年 8 月 24 日

熊本県教育長 柿 塚 純 男

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れア 教育用コンピュータ 252 セット

イ サーバ 6セット

ウ その他周辺機器及びソフトウェア

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 熊本県教育庁教育政策課政策・情報班

郵便番号 862 - 8609 熊本市水前寺六丁目 18番1号

3 落札者を決定した日

平成 17 年 7 月 28 日 落札者の名称及び所在地

NEC リース株式会社熊本支店

熊本県熊本市水道町8番6号

5 落札金額(月額)

628,740円 (うち消費税及び地方消費税の額 29,940円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

4

平成 17 年 6 月 17 日

## 熊本県立大学改革推進委員会公告第3号

熊本県立大学改革推進委員会第4回会議を次のとおり開催する。

平成 17 年 8 月 24 日

熊本県立大学改革推進委員会委員長

1 開催日時

平成 17 年 8 月 29 日 (月)

午後1時30分から(2時間程度)

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県庁本館5階「審議会室」

3 議題

各検討部会検討状況について

中期目標・中期計画について

定款の制定に関する報告について

熊本県公立大学法人評価委員会条例の制定に関する報告について その他

4 傍聴者の定員

10 人

傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議 の会場に入ることができる。
- (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
- (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超え

6	る希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。 問い合わせ先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部私学文書課(電話 096-383-1111 内線 3217)
	熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部私学文書課(電話 096-383-1111 内線 3217)